

皇室典範(明治 22 年 2 月 11 日)

第一章 皇位継承

第一条 大日本国皇位ハ祖宗ノ皇統ニシテ男系ノ男子之ヲ継承ス

第二条 皇位ハ皇長子ニ伝フ

第三条 皇長子在ラサルトキハ皇長孫ニ伝フ皇長子及其ノ子孫皆在ラサルトキハ皇次子及其ノ子孫ニ伝フ以下皆之ニ例ス

第四条 皇子孫ノ皇位ヲ継承スルハ嫡出ヲ先ニス皇庶子孫ノ皇位ヲ継承スルハ皇嫡子孫皆在ラサルトキニ限ル

第五条 皇子孫皆在ラサルトキハ皇兄弟及其ノ子孫ニ伝フ

第六条 皇兄弟及其ノ子孫皆在ラサルトキハ皇伯叔父及其ノ子孫ニ伝フ

第七条 皇伯叔父及其ノ子孫皆在ラサルトキハ其ノ以上ニ於テ最近親ノ皇族ニ伝フ

第八条 皇兄弟以上ハ同等内ニ於テ嫡ヲ先ニシ庶ヲ後ニシ長ヲ先ニシ幼ヲ後ニス

第九条 皇嗣精神若ハ身体ノ不治ノ重患アリ又ハ重大ノ事故アルトキハ皇族會議及枢密顧問ニ諮詢シ前数条ニ依リ継承ノ順序ヲ換フルコトヲ得

第二章 踐祚即位

第十条 天皇崩スルトキハ皇嗣即チ踐祚シ祖宗ノ神器ヲ承ク

第十一条 即位ノ礼及大嘗祭ハ京都ニ於テ之ヲ行フ

第十二条 踐祚ノ後元号ヲ建テ一世ノ間ニ再ヒ改メサルコト明治元年ノ定制ニ従フ

第三章 成年立后立太子

第十三条 天皇及皇太子皇太孫ハ滿十八年ヲ以テ成年トス

第十四条 前条ノ外ノ皇族ハ滿二十年ヲ以テ成年トス

第十五条 儲嗣タル皇子ヲ皇太子トス皇太子在ラサルトキハ儲嗣タル皇孫ヲ皇太孫トス

第十六条 皇后皇太子皇太孫ヲ立ツルトキハ詔書ヲ以テ之ヲ公布ス

第四章 敬称

第十七条 天皇太皇太后皇太后皇后ノ敬称ハ陛下トス

第十八条 皇太子皇太子妃皇太孫皇太孫妃親王親王妃内親王王王妃女王ノ敬称ハ殿下トス

第五章 摂政

第十九条 天皇未タ成年ニ達セサルトキハ摂政ヲ置ク

2 天皇久キニ互ルノ故障ニ由リ大政ヲ親ラスルコト能ハサルトキハ皇族會議及枢密顧問ノ議ヲ経テ摂政ヲ置ク

第二十条 摂政ハ成年ニ達シタル皇太子又ハ皇太孫之ニ任ス

第二十一条 皇太子皇太孫在ラサルカ又ハ未タ成年ニ達セサルトキハ左ノ順序ニ依リ摂政ニ任ス

第一 親王及王

第二 皇后

- 第三 皇太后
- 第四 太皇太后
- 第五 内親王及女王

第二十二條 皇族男子ノ摂政ニ任スルハ皇位繼承ノ順序ニ従フ其ノ女子ニ於ケルモ亦之ニ準ス

第二十三條 皇族女子ノ摂政ニ任スルハ其ノ配偶アラサル者ニ限ル

第二十四條 最近親ノ皇族未タ成年ニ達セサルカ又ハ其ノ他ノ事故ニ由リ
他ノ皇族摂政ニ任シタルトキハ後來最近親ノ皇族成年ニ達シ又ハ其ノ事故既ニ除クト雖
皇太子及皇太孫ニ対スルノ外其ノ任ヲ讓ルコトナシ

第二十五條 摂政又ハ摂政タルヘキ者精神若ハ身体ノ重患アリ又ハ重大ノ事故アルトキハ
皇族會議及枢密顧問ノ議ヲ經テ其ノ順序ヲ換フルコトヲ得

第六章 太傅

第二十六條 天皇未タ成年ニ達セサルトキハ太傅ヲ置キ保育ヲ掌ラシム

第二十七條 先帝遺命ヲ以テ太傅ヲ任セサリシトキハ摂政ヨリ皇族會議及枢密顧問ニ諮詢シ
之ヲ選任ス

第二十八條 太傅ハ摂政及其ノ子孫之ニ任スルコトヲ得ス

第二十九條 摂政ハ皇族會議及枢密顧問ニ諮詢シタル後ニ非サレハ
太傅ヲ退職セシムルコトヲ得ス

第七章 皇族

第三十條 皇族ト称フルハ太皇太后皇太后皇后皇太子皇太子妃皇太孫皇太孫妃
親王親王妃内親王王王妃女王ヲ謂フ

第三十一條 皇子ヨリ皇玄孫ニ至ルマテハ男ヲ親王女ヲ内親王トシ
五世以下ハ男ヲ王女ヲ女王トス

第三十二條 天皇支系ヨリ入テ大統ヲ承クルトキハ皇兄弟姉妹ノ王女王タル者ニ特ニ
親王内親王ノ号ヲ宣賜ス

第三十三條 皇族ノ誕生命名婚嫁薨去ハ宮内大臣之ヲ公告ス

第三十四條 皇統譜及前条ニ関ル記録ハ図書寮ニ於テ尚蔵ス

第三十五條 皇族ハ天皇之ヲ監督ス

第三十六條 摂政在任ノ時ハ前条ノ事ヲ摂行ス

第三十七條 皇族男女幼年ニシテ父ナキ者ハ宮内ノ官僚ニ命シ保育ヲ掌ラシム事宜ニ依リ
天皇ハ其ノ父母ノ選挙セル後見人ヲ認可シ又ハ之ヲ勅選スヘシ

第三十八條 皇族ノ後見人ハ成年以上ノ皇族ニ限ル

第三十九條 皇族ノ婚嫁ハ同族又ハ勅旨ニ由リ特ニ認許セラレタル華族ニ限ル

第四十條 皇族ノ婚嫁ハ勅許ニ由ル

第四十一條 皇族ノ婚嫁ヲ許可スルノ勅書ハ宮内大臣之ニ副署ス

第四十二條 皇族ハ養子ヲ為スコトヲ得ス

第四十三條 皇族国疆ノ外ニ旅行セムトスルトキハ勅許ヲ請フヘシ

第四十四条 皇族女子ノ臣籍ニ嫁シタル者ハ皇族ノ列ニ在ラス但シ特旨ニ依リ仍
内親王女王ノ称ヲ有セシムルコトアルヘシ

第八章 世伝御料

第四十五条 土地物件ノ世伝御料ト定メタルモノハ分割譲与スルコトヲ得ス

第四十六条 世伝御料ニ編入スル土地物件ハ枢密顧問ニ諮詢シ勅書ヲ以テ之ヲ定メ
宮内大臣之ヲ公告ス

第九章 皇室経費

第四十七条 皇室諸般ノ経費ハ特ニ常額ヲ定メ国庫ヨリ支出セシム

第四十八条 皇室経費ノ予算決算検査及其ノ他ノ規則ハ皇室会計法ノ定ムル所ニ依ル

第十章 皇室訴訟及懲戒

第四十九条 皇族相互ノ民事ノ訴訟ハ勅旨ニ依リ宮内省ニ於テ裁判員ヲ命シ裁判セシメ
勅裁ヲ経テ之ヲ執行ス

第五十条 人民ヨリ皇族ニ対スル民事ノ訴訟ハ東京控訴院ニ於テ之ヲ裁判ス
但シ皇族ハ代人ヲ以テ訴訟ニ当ラシメ自ラ訟廷ニ出ルヲ要セス

第五十一条 皇族ハ勅許ヲ得ルニ非サレハ勾引シ又ハ裁判所ニ召喚スルコトヲ得ス

第五十二条 皇族其ノ品位ヲ辱ムルノ所行アリ又ハ皇室ニ対シ忠順ヲ缺クトキハ
勅旨ヲ以テ之ヲ懲戒シ其ノ重キ者ハ皇族特権ノ一部又ハ全部ヲ停止シ若ハ剥奪スヘシ

第五十三条 皇族蕩産ノ所行アルトキハ勅旨ヲ以テ治産ノ禁ヲ宣告シ其ノ管財者ヲ任スヘシ

第五十四条 前二条ハ皇族会議ニ諮詢シタル後之ヲ勅裁ス

第十一章 皇族会議

第五十五条 皇族会議ハ成年以上ノ皇族男子ヲ以テ組織シ
内大臣枢密院議長宮内大臣司法大臣大審院長ヲ以テ参列セシム

第五十六条 天皇ハ皇族会議ニ親臨シ又ハ皇族中ノ一員ニ命シテ議長タラシム

第十二章 補則

第五十七条 現在ノ皇族五世以下親王ノ号ヲ宣賜シタル者ハ旧ニ依ル

第五十八条 皇位継承ノ順序ハ総テ実系ニ依ル
現在皇養子皇猶子又ハ他ノ継嗣タルノ故ヲ以テ之ヲ混スルコトナシ

第五十九条 親王内親王王女王ノ品位ハ之ヲ廃ス

第六十条 親王ノ家格及其ノ他此ノ典範ニ抵触スル例規ハ総テ之ヲ廃ス

第六十一条 皇族ノ財産歳費及諸規則ハ別ニ之ヲ定ムヘシ

第六十二条 将来此ノ典範ノ条項ヲ改正シ又ハ増補スヘキノ必要アルニ当テハ
皇族会議及枢密顧問ニ諮詢シテ勅定スヘシ

皇室典範増補(明治 40 年 2 月 11 日)

第一条 王ハ勅旨又ハ情願ニ依リ家名ヲ賜ヒ華族ニ列セシムルコトアルヘシ

第二条 王ハ勅許ニ依リ華族ノ家督相続人トナリ又ハ家督相続ノ目的ヲ以テ
華族ノ養子トナルコトヲ得

第三条 前二条ニ依リ臣籍ニ入リタル者ノ妻直系卑属及其ノ妻ハ其ノ家ニ入ル
但シ他ノ皇族ニ嫁シタル女子及其ノ直系卑属ハ此ノ限ニ在ラス

第四条 特権ヲ剥奪セラレタル皇族ハ勅旨ニ由リ臣籍ニ降スコトアルヘシ
2 前項ニ依リ臣籍ニ降サレタル者ノ妻ハ其ノ家ニ入ル

第五条 第一条第二条第四条ノ場合ニ於テハ皇族会議及枢密顧問ノ諮詢ヲ經ヘシ

第六条 皇族ノ臣籍ニ入リタル者ハ皇族ニ復スルコトヲ得ス

第七条 皇族ノ身位其ノ他ノ権義ニ関スル規程ハ此ノ典範ニ定メタルモノノ外別ニ之ヲ定ム
2 皇族ト人民トニ渉ル事項ニシテ各々適用スヘキ法規ヲ異ニスルトキハ前項ノ規程ニ依ル

第八条 法律命令中皇族ニ適用スヘキモノトシタル規定ハ
此ノ典範又ハ之ニ基ツキ発スル規則ニ別段ノ条規ナキトキニ限り之ヲ適用ス

皇室典範増補(大正 7 年 11 月 28 日)

皇族女子ハ王族又ハ公族ニ嫁スルコトヲ得

皇室典範及皇室典範増補廃止ノ件(昭和 22 年 5 月 1 日)

明治二十二年裁定ノ皇室典範並ニ明治四十年及大正七年裁定ノ皇室典範増補ハ
昭和二十二年五月二日限り之ヲ廃止ス